

民法 採点基準

全体を通じて、(1) 法的問題の解決の概略を理解していること、(2) 法的解決のために根拠となる法規定や判例の趣旨の引用がなされていること、(3) 提示された事実に応じた解決を導くための論理が展開されていること。

具体的には、

設問 1 : 12 点

物上代位に関する 372 条により準用された 304 条の「目的物の売却又は滅失によって債務者が受けるべき金銭」の文言が、本件事例においてどのように解釈されるか。本件では、買戻代金債権が抵当権者 X の物上代位権の行使の対象となることについて、判例（最判平成 11 年 11 月 30 日）の趣旨を踏まえて、Y の主張の可否を論じていることが採点のポイントになる。

設問 2 : 13 点

本問では、設問 1 との関係で、本件の買戻代金債権が根抵当権者の物上代位権の行使の対象となることを前提に、上記判例の趣旨に言及しつつ、物上代位に関して XY の優先関係が、X の抵当権の設定登記の日時と、一般債権者による差押の日時との先後によって優先弁済が決定することに言及していることが採点のポイントになる。